

平成29年6月三木市教育委員会（定例会）会議録

◇ 日 時

- 1 開 会 平成29年6月21日（水）午後2時00分
- 2 閉 会 平成29年6月21日（水）午後5時55分

◇ 場 所 三木市役所 5階 大会議室

◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認
- 4 請 願
請願第1号 松本教育長の懲戒処分を求める請願について
請願第2号 市立三木幼稚園の存続延長に関する請願について
- 5 議 案
報告第2号 美術館協議会委員の委嘱について
議案第3号 学校環境あり方検討会議によるアンケートの実施について
- 6 協議事項
協議事項3 三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
協議事項4 平成30年度使用教科用図書（小学校特別の教科 道徳）採択に係る三木市教育委員会の意見について
- 7 報告事項
- 8 その他
次回教育委員会定例会の開催日時について
- 9 閉 会

◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	委 員 長	里 見 俊 實
	2番	委員長職務代行者	井 口 徹
	3番	委 員	石 井 ひろ美

事務局	4番	委員	浦崎秀一
	5番	委員（教育長）	松本明紀
		教育企画部長	西本則彦
		こども未来部長	椎木栄作
		こども未来部参与	岩崎恵
		教育政策課長	降松俊基
		教育環境整備課長	安福亮博
		文化スポーツ振興課長	高嶋信行
		図書館長	伊藤真紀
		学校教育課長	横田浩一
		学校教育課特命課長	生田淳仁
		教育センター所長	大東豊
		就学前教育・保育課長	正心均
		子育て支援課長	井上典子
		市民協働課長	中井朋子
		教育政策課主査	能出真一
	教育政策課主任	橋本祥子	
傍聴者	7人		

1 開 会

委員長が、平成29年6月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、井口委員長職務代行者と石井委員を指名した。

3 三木市職員幹部慰労会についての経過報告について

（里見委員長）6月市議会において、三木市職員幹部慰労会の関係で質問及び答弁があった。教育委員会の場では初めてであるが、改

めて教育長に陳述を願う。

(松本教育長) 委員長に許可を得て、会議の冒頭でお時間を頂戴し、お詫び申し上げます。

まず、経過を踏まえ、時系列で説明する。平成27年11月18日に開催された幹部慰労会に出席した。二次会の場には、利害関係者が2名同席されていた。利害関係者が同席することは、予め秘書課からの案内メールに記されていた。同年12月4日に、某新聞社に記事が掲載され、市長は、民間人が同席することは市長と副市長のみ知っており、それ以外の職員は、たまたま同席しただけ、説明責任は自分にあると答えられた。後で聞いた話だが、秘書課からの案内メールが送信された際、市長は公務で沖縄に出張されており、市長自身はその場で確認が取れず、部長たちは知らなかったという認識でおられたようである。実際にメールを受け取った部長たちは、この記事を受け、メールがあったことは分かっていたため、北井副市長から市長に連絡をするよう進言した。市長はその日、沖縄県から千葉県に移動する予定で、どこで連絡を受けられたのかは定かではないが、電話で秘書課からのメールは誰宛に送信されているのかを問われ、北井副市長が関係者のみに送信されている旨を伝えると、ならばメールはなかったことにしよう判断された。それを受けて、北井副市長から、メール消去の指示があり、私も自身の判断でメールを消去した。市長は出張から戻られた後は、体調を崩され、北播磨総合医療センターに入院されていた中で、同年12月8日に記者会見を開き、利害関係者の同席は部長たちには知らせていなかったと発言された。本会議を前に、私としては、市長はそのような考えであることを認識した。本会議では、議員から2次会に出席した職員のうち、私を含めた3名に、予め利害関係者が出席することを知っていたかどうかについて質問があり、全員が知らなかったと答弁した。平成28年1月3日発行の広報みきでは、市民に一連の事件についての虚偽の説明文書を配布した。平成29年5月15日開催の臨時市議会において、市長が虚偽の発信をしていたということで辞職された。6月の市議会において、私自身、虚偽の答弁をしていたことをお詫びした。

教育長として、議会で虚偽の答弁をしたことは、教育委員会の

信頼を大きく損ねることだと認識している。教育委員の皆様にも1年半以上、嘘を通してきたことになる。本当に申し訳ない。

◇ 議事の公開・非公開

委員長が議事の進行について請願第1号は個人情報に関する案件及び懲戒処分に関する人事案件であるため、協議事項4は意思形成過程の案件であるため、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開で審議することについて委員に諮り、同意された。

4 会議録の承認

平成29年5月定例会（19日開催）の会議録の承認について、委員長が委員に諮ったところ、石井委員から一部内容について修正を求める発言があった。委員長がこのことについて委員に諮り、全員一致で承認された。

5 請 願

【請願の採決の基準について】

○降松教育政策課長が次のように説明した。

請願については、教育委員会において審議すべき内容であることを前提として、次の4つの採決のいずれかで決定することについて、委員会の承認を求める。

- ①承認（請願の趣旨が妥当かつ実現すべきものであるもの）
- ②趣旨承認（請願の趣旨は理解できるが、実現することが困難なもの又は必要でないもの）
- ③不承認（請願の趣旨が妥当でないもの又は実現できないもの）
- ④継続審査（請願の趣旨及び内容を検討し、結論を出すまでに時間を要するもの又は現時点では判断できないもの）

今後、請願に関する取扱い要綱等の例規整備を行っていく予定である。

(浦崎委員) 趣旨承認の「必要でないもの」という部分は必要なのか。

(里見委員長) 「実現することが困難なもの」と「必要がないもの」では意味が違うのだろう。「必要がないもの」とは具体的にどのようなものを意味するのか。

(降松教育政策課長) 教育委員会において議決すべき内容の請願であることが大前提であり、趣旨は理解できるが、権限を越えていたり、教育委員会で判断することが困難なもの、趣旨に沿って処理していくことが必要でないと判断するものを想定している。

(里見委員長) 膨大な予算を要する場合なども考えられるが、他府県、他市などの例も研究し、例規整備を行うべきである。市長部局には請願を取り扱う例規はあるのか。

(降松教育政策課長) 三木市議会会議規則に定められている。今後他市町のものも研究し、例規整備を進めていく。

委員長が、請願の採決の基準について採決を行い、原案のとおり承認された。

【請願第2号】

市立三木幼稚園の存続延長に関する請願について

○正心就学前教育・保育課長が次のように説明した。

市立三木幼稚園の存続延長に関する請願について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行及び組織改革に伴う関係規則の整理に関する規則による改正前の三木市教育委員会会議規則第34条第2項の規定により、委員会の採決を求める。請願項目は次の2点である。

- (1) 三木市は、三木幼稚園の運営を、平成30年度以降も当面の間現行通り存続してください。
- (2) 三木幼稚園の存続延長を可能な限り早い時期に決定し、広く市民に対し公開してください。

(里見委員長) 来年度の園児募集にも関係してくることであるが、事務局として、いつまでに決定しなければならないと考えているか、まず説明してほしい。

(正心就学前教育・保育課長) 幼保一体化計画を推進していく中で、計画と実際の数値を随時精査していく必要があると考えている。

第1園区の対象人口は、ほぼ横ばいとなっている。三木幼稚園には、本年度4歳児が14名在籍しているが、来年度もほぼ同じ人数になろうかと思われる。4歳児募集停止とした場合、その人数を他の施設で受け入れる必要が出てくるが、現時点の受入状況では、全員まとまって受入れ可能な認定こども園は無い。しかし、三樹幼稚園では受入れ可能である。

毎年10月に来年度の園児募集を行っている関係もあり、できる限り正確な数字を掴んだ上で、8月末を目途に方向性を決定する。

(椎木こども未来部長) 第1園区の人口や、就園児童数の見込み、受入状況を精査し、教育委員会において、再度判断を仰ぎたいと考えている。

(井口委員長職務代行者) 事務局の考え方について理解した。

(里見委員長) 数字によっては、平成30年度以降も三木幼稚園を存続させる判断もあるのか。

(椎木こども未来部長) 現時点では第1園区の就園児童数は、当初の計画よりも下回っている状況であり、他の園において受入れに余裕がある。しかし、年度途中においても受入状況が変わってくるので、ぎりぎりまで数字の推移を見ながら、8月末までに決定していく方向である。

(石井委員) 請願の内容で、「認定こども園では、3歳児から預けないと4歳児から入園するのは難しい(枠が少ない)という話もあり」とあるが、現状、事実について事務局は掴んでおられるのか。

(正心就学前教育・保育課長) 現時点で、4、5歳児の空き枠があるこども園もあるため、そのような事実は無いと考える。

(椎木こども未来部長) 幼保一体化計画において、3歳児から就学前教育の充実を謳っており、認定こども園では、短時間部を含めて、3歳児の受入れを始めている。その一方で、在家庭保育への支援を行い、入園児童とのバランスを確保して推進しているところである。

園区内で年齢毎に受入態勢を整えているが、全ての方が希望される園に就園できておらず、希望園を待たれている待機児童がいることは事実である。

(石井委員) 希望される園に入れられないという話から、こういう話が出てきたと理解してよいか。

(椎木こども未来部長) そのとおりである。

(石井委員) そうすると、「第1園区内の広い範囲で希望の認定こども園に入園できない4・5歳児の受け皿になっているケースもありえます。」とあるが、認定こども園において、保育教諭を確保して受入態勢が整っていることが前提に無ければ、幼稚園がどうしても受け皿にならざるを得ないのではないかと感じる。

(浦崎委員) 基本的には、待機児童ゼロと子育てしやすい環境を整備していくことが重要である。希望する園に行けないことは、多少我慢していただいて、市としての取組にもご理解いただけないかと感じる。

(里見委員長) 我慢できないからこうして請願が出てきている。幼保一体化計画を策定し、三木市幼保連携型認定こども園教育・保育共通カリキュラムを作成し、何度も研修を実施して、民間は、当初の計画ありきで市の方針に従って協力してくれており、計画を見直すことも問題であるが、請願が出てきている以上は、何らかの答えを出さなくてはならない。社会的な変動にもよるため、本日だけでは結論に至らないのではないかと感じる。

測、石井委員が指摘されたこと、民間の認定こども園の意見等を勘案し、次回事務局として案を出し、8月には、市民へ説明責任が果たせるようにするべきである。

(松本教育長) 請願にもあるように、三木幼稚園には三木小学校区以外にも、志染小学校区、口吉川小学校区から、幼稚園教育を希望して就園されている。その地区の3歳児が現にどのような就園状況にあるのか一人ずつ調べることに、また、3歳児で就園されていない場合、幼稚園教育を望まれているのか、家庭教育を重視し、4歳児から就学前教育施設に預けようとしているのか、人数の分析を指示しているところである。また、昨年幼保一体化計画を見直した時に、第2園区から第1園区へ園区替えをされた家庭が随分おられたが、今年度は減少傾向にある。その辺りも勘案して資料をご提示し、市民へ説明責任を果たせる資料を揃える。

委員長が、請願第2号について採決を行い、請願項目(1)、(2)ともに継続審査とした。

6 議 案

【報告第1号】

美術館協議会委員の委嘱について

○高嶋文化スポーツ振興課長が次のように説明した。

美術館協議会委員の委嘱について、緊急を要したため、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条第3項の規定により、臨時に代理をしたので、同条第4項の規定により報告し、その承認を求める。選出母体内で事務担当者の変更に伴い、1名を委嘱した。委嘱期間は、前任者の残任期間である平成29年6月1日から平成30年5月31日までである。

委員長が、報告第1号について採決を行い、原案のとおり承認された。

【議案第3号】

学校環境あり方検討会議によるアンケートの実施について

○生田学校教育課特命課長が次のように説明した。

学校環境あり方検討会議によるアンケートの実施について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条の規定により、決定することについて、委員会の議決を求める。

前回の定例会でお示した、「中学校の環境整備に関するアンケート」について、第2回三木市学校環境あり方検討会議（5月26日開催）において、内容等を協議し、出された意見を基に修正した点を説明する。全体的には、回答者への配慮として、「廃校」という言葉を説明文及び問の中で使用しないようにした。

地域住民（保護者）の方に配布する依頼文書では、「全世帯」と表記していた部分を「全戸」に修正した。これに伴い、対象は志染中学校区、星陽中学校区の約1,800戸が対象となる。また、「ご家庭に中学生以下のお子様がおられる場合は、保護者の方が答えてください。お子様がおられない場合は、18歳以上の方であれば、どなたがお答えいただいても結構です。」とした。

地域住民（保護者）の方用のアンケートでは、高齢者等、学校との関係が希薄な方でも答えやすいよう設問をシンプルにした。問2の年代に「10代」を追加した。

中学生用のアンケートでは、生徒の人数が少ないことで良いこと、困ることを項目ごとに箇条書きできるようにした。

アンケートの実施時期は、保護者、地域の方は、7月上旬から中旬にかけて、各地区に出向き、各区長に説明し、全戸配布を依頼する。中学生は、7月13日に星陽中学校、7月19日に志染中学校で実施する。

（井口委員長職務代行者）配慮が行き届いたアンケートになったと感じる。

（石井委員）中学生への調査方法は、学校で配布、回収とのことだが、その場で回収か、一度持ち帰って後日回収、どちらになるのか。

（生田学校教育課特命課長）時間を取って、その場で記述、回収となる。

(石井委員) 中学生にとっては難しい問題だと感じる。十分に説明されて、一度持ち帰って保護者の方等と話し合った上で書くのがいいのではないかと感じる。

(浦崎委員) 同感である。記述式は時間を要するものであり、その場での回収は、中学生にとって負担ではないか。

(里見委員長) これは中学生に対するアンケートであるから、親と相談するのではなく、生徒自身の気持ちを記述してもらうものである。

(生田学校教育課特命長) 委員長のおっしゃるとおりで、中学生の素直な意見を吸い上げたいと考えている。方法、時間等は学校長と相談し、十分確保するように努める。

(石井委員) 生徒が落ち着いて自身の思いが記述できるよう、配慮をお願いする。

(里見委員長) 地域住民(保護者)の方用のアンケートの記入方法で、冒頭に「当てはまる記号に○を入れてください。」と記載しているため、アンケートの各項目において、同じ文言を記載する必要はないと感じる。

(生田学校教育課特命長) 高齢者がアンケートをご覧になった時に、お困りになるのではないかという配慮で入れている。

(里見委員長) それならば、解答用紙の冒頭に入れる等して、設問をシンプルにすべきである。

また、問12の「あなたが考える「近隣」の中学校はどこですか。」とあるが、問11で「学校選択性」を選択した場合に、参考資料では、「市が指定した複数の近隣中学校」とある。選択する項目で、市が指定したというのは分かるのか。

(生田学校教育課特命長) 市が指定する参考とするために、回答者に

とっての「近隣」というイメージをどのように持たれているか、多様な意見をここで収集したいという意図がある。最終的には市が指定することになる。

(里見委員長) 学校選択制は、市内のどこの中学校でもいいという考え方と、自身が思う近隣と、市が指定した近隣と3種類とれるため、回答者が疑問に思うのではないか。

(井口委員長職務代行者) 選択制とは言いながら、事務局としては近隣の中学校に行かせたい意図があるのだろう。

(生田学校教育課特命課長) 回答者にとって「近隣」は物理的、心理的等、様々な捉え方があると思う。

(椎木子ども未来部長) 市が既に指定していると誤解を招かないよう、注意書きを加える等検討する。

(松本教育長) あくまで希望を回答してもらうため、「市が指定するとすれば、あなたが指定してほしい学校はどれですか。」、「統合するとすれば、どの学校との統合を望みますか。」のような問い方に変更する等検討する。

委員長が、議案第3号について採決を行い、原案に一部修正を加え、可決された。

7 協議事項

【協議事項3】

三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○降松教育政策課長が次のように説明した。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、新教育委員会制度への移行に伴い、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正するものである。

改正の効果として、新教育委員会制度では、教育長は、教育委員会会議を主宰し、かつ教育委員会事務局の事務を総括することとなり、従来の教育委員長と教育長が一本化されて、責任の所在が明確になる。一方、教育委員会の事務の権限は、なお教育委員会会議における合議制の意思決定に基づくことに変わりないが、法改正の趣旨に則り、両者の職務権限を整理及び明確化する目的で規則の一部改正を行うことで、より迅速かつ確実な教育委員会の運営体制を構築できる。

改正の主な内容として、規則第2条の教育委員会の権限に属する事務の一部を見直す。現行では、規則第2条第1項に教育委員会の議決事項として19項目あるが、教育長へ委任することができないもの、合議制の機関としての判断が必要である12項目を残し、議論の余地が無いものやその他重要なものは、規則第2条第2項へ移し、報告事項とする。

施行期日は、公布の日から施行する。ただし、新教育委員会制度の施行の日の前日までは、改正前の規則を適用する。

また、参考資料として、近隣市の規則の制定状況を比較したものを掲載している。

(井口委員長職務代行者) 県費負担教職員の人事異動内申はどうなったのか。

(降松教育政策課長) 「県費負担教職員の懲戒、分限及び任免について内申すること。」として、議決事項に残している。

(里見委員長) 我々は教職員が不当な扱いを受けることが無いように、注意を促す役割がある。

(松本教育長) 教育委員会としての合議制の中での内申権であり、人事権は県教委にある。

(里見委員長) 教育委員会の議決事項として、教育関係施設の建設計画や教育関連事業の計画に関することを含めてはどうか。

(西本教育企画部長) 事業が具体的になるのが条例、規則であるが、

事業の計画段階からとなると、予算面や総合教育会議も関係してくると思われる。

(里見委員長) 総合教育会議で最終決定することであっても、あらかじめ教育委員会で議論しておくべきである。法律における規定事項と、教育委員会の教育的見地から見る決定事項と総合教育会議もあることから、教育委員会は教育委員会で意思統一をすべきである。

(西本教育企画部長) 規則第2条第1項第1号で「教育に関する一般方針を決定すること」があり、ここで具体を挙げるか、1号起こすか等も含め、検討する。

(里見委員長) 一般方針は、毎年決定している三木市教育の基本方針や教育振興基本計画等が該当するが、事業計画や建設計画はここで読み取るべきではないと感じる。

改正決定の時期は、いつまでにすればよいか。

(西本教育企画部長) 旧教育委員会制度の間に議決すべきか、新教育委員会制度となり、新教育長が選任された後、新教育長の意向も踏まえて議決すべきか、まだ議論の余地があるところである。

(里見委員長) 新教育長が選任されてからの議決の方向でいいのではないか。総合教育会議でもこの方向で決定していると報告すべきである。そして、新制度になると教育委員長と教育長が一本化されることから、議会や市民にも理解してもらえるようにすべきである。

8 報告事項

(1) 被顕彰者の決定について

○高嶋文化スポーツ振興課長が次のように報告した。

三木市立堀光美術館の所蔵品として、上田桑鳩の作品等3点(30万円相当)を寄贈された、朝日格様に三木市教育委員会顕彰規則の規定に基づき、感謝状を贈呈する。

(2) その他附属機関等の委員の委嘱について

○横田学校教育課長が次のように報告した。

三木市教育支援委員会委員について、三木市教育支援委員会条例第3条第2項及び第4条第2項の規定に基づき、20名(再任9名、新任11名)を委嘱した。委嘱期間は、平成29年6月1日から平成31年5月31日までである。

(里見委員長) どのような役割を担われるのか。

(松本教育長) かつては適正就学指導委員会という名称であり、就学前教育施設、幼稚園等から小学校へ入学する際に、どのような教育が必要かご協議いただいた。障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行され、今までの就学適正に加え、合理的配慮を行い、望ましい学習環境についてご協議いただいている。

○大東教育センター所長が次のように報告した。

青少年補導委員について、三木市青少年センター運営に関する規則第4条第2項の規定に基づき、1名を委嘱した。改選理由は、前任者退任のためである。委嘱期間は、平成29年6月1日から平成30年3月31日までである。

○中井市民協働課長が次のように報告した。

社会教育委員について、社会教育法第15条及び三木市社会教育委員条例第2条第2項の規定に基づき、4名を委嘱した。委嘱理由は、各団体の役員交代及び人事異動等による委員交代のためである。委嘱期間は、平成29年6月1日から平成30年6月30日までである。

また、公民館運営審議会委員について、社会教育法第30条及び三木市立公民館設置及び管理に関する条例第4条第3項の規定に基づき、1名を委嘱した。委嘱理由は各団体の役員交代及び人事異動等による委員交代のためである。委嘱期間は、平成29年6月1日から平成30年6月30日までである。

(3) 教育環境整備課報告事項

○安福教育環境整備課長が次のように報告した。

小中学校・特別支援学校等の施設整備について、5月末時点の進捗状況を報告する。緑が丘東小学校エレベーター設置等工事实施設計業務委託は80パーセントである。上吉川小学校校舎トイレ改修工事实施設計・監理業務委託は10パーセントである。吉川中学校校舎トイレ改修工事实施設計・監理業務委託、三木小学校他3校屋内運動場非構造部材耐震化工事实施設計業務委託及び別所中学校他3校屋内運動場非構造部材耐震化工事实施設計業務委託は全て完了した。

(4) 文化スポーツ振興課報告事項

○高嶋文化スポーツ振興課長が次のように報告した。

みき歴史資料館のイベントとして、歴史講座③「企画展～近世絵図にみる播州三木～」を開催して」を6月10日に開催し、参加者は21名であった。歴史ウォーク③「ホースランドパーク周辺付城跡コース」を6月18日に開催し、参加者は26名であった。その他として、ArtSelection2017「語りかけるArtたち」は、三木市立堀光美術館で7月2日まで開催中である。

今後の予定として、青少年芸術祭2017 第31回三木市吹奏楽祭を三木市文化会館で7月23日に開催する。また、開館35周年記念特別企画 藤原志保展を堀光美術館で7月16日から8月20日にかけて開催する。

(里見委員長) 総合体育館の工事は順調に進んでいるか。

(高嶋文化スポーツ振興課長) 10月開館に向けて順調に進んでいる。

(西本教育企画部長) 工事は7月末に完了し、8月から9月にかけて体育備品等を搬入予定である。

(里見委員長) 運営費は、年間どれほど要するのか。

(西本教育企画部長) 三木市有料スポーツ施設には指定管理者制度を導入しており、三木山総合公園は平成25年4月から平成30年3月末までみきスポーツパートナーズ(代表団体 ㈱コナミスポーツ・ライフ)に委託している。総合体育館は、三木山総合公園

の施設の一部という位置づけであり、8月から運営管理を委託する。委託料は、8月から来年3月までの8か月で2,900万の補正予算を計上している。

(里見委員長) これまで市が直接運営管理するものだと思っていた。自動的に指定管理者が決まってしまうことについては違和感がある。

(西本教育企画部長) 議会でも同じご指摘をいただいております、都市公園条例の有料公園施設に総合体育館を追加することの是非、指定管理料の補正予算について審議いただいている。また、三木市指定管理者選定委員会においても報告する予定である。

(里見委員長) 入札による競争が行われないことは残念である。補正予算は採決が終わったのか。

(西本教育企画部長) 委員会では、条例、補正予算共に可決いただいている。6月22日の本会議で正式な採決が行われる。

(5) 図書館報告事項

○伊藤図書館長が次のように報告した。

実施事業として、蔵書点検を中央図書館から順次、全図書館で、6月5日から実施しており、本日で終了となる。

今後の予定として、第1回図書館協議会を6月30日に開催する。中央図書館まつり（開館2周年事業）を7月1日、2日に中央図書館で開催する。吉川図書館では、おっちゃんの読み聞かせ会を7月8日に、えいごのおはなし会を7月9日に開催する。

(6) 学校教育課報告事項

○横田学校教育課長が次のように報告した。

第3回定例校園長会を6月6日に開催した。学校主要行事として、三木市連合PTA理事会・理事総会を5月25日に教育センターで開催した。中学校修学旅行、小学校自然学校及び小学校運動会を各日程のとおり実施している。

今後の予定として、小学校自然学校を引き続き各日程のとおり実

施する。三木市教育委員会計画指導訪問を各日程のとおり実施する。三木市中学校総合体育大会を6月30日、7月1日に開催する。第4回定例校園長会を7月5日に開催する。平成30年度公立学校管理職等採用候補者の市教委による選考試験を7月8日に実施する。

(井口委員長職務代行者) 中学校の修学旅行は、問題なく実施できたか。

(横田学校教育課長) 発熱で途中で帰宅した生徒はいたが、大きな怪我等はなく、充実したものとなったと聞いている。

(7) 教育センター報告事項

○大東教育センター所長が次のように報告した。

教育センターの事業として、「使ってみよう！テレビ会議」を6月6日に開催した。教育相談、青少年悩みの相談はご覧のとおりである。

青少年センターの事業では、ネット見守り隊パトロールにおいて、5月の問題事案は0件であった。深夜補導を5月26日に実施し、参加者は35名であった。教職員交通安全管理者研修会を6月15日に開催し、参加者は3名であった。今後の予定として、ママさんパトロールを7月1日に実施する。深夜補導を7月7日に実施する。北播磨青少年補導委員統一活動を7月15日に実施する。みっきい夏まつり特別補導を7月29日に実施する。

(8) 就学前教育・保育課報告事項

○正心就学前教育・保育課長が次のように報告した。

第3回三木市保育協会理事会を6月1日に開催した。主任保育者研修会を6月2日に開催し、参加者は20名であった。平成29年度保育者合同研修会を6月10日に開催し、参加者は170名であった。

今後の予定として、合同就職説明会（三木商工会議所主催）が6月22日にかじやの里メッセみきで開催されるので、保育教諭の募集で参加する。保育教諭募集のその他の取組として、幼稚園・保育園合同就職フェア2017in兵庫（保育協会主催）が神戸国際展示場で7月9日に開催される。三木市就学資金貸付制度は現在継続2名、

新規2名、計4名が対象となっている。三木市保育教諭人材確保事業を行っている。また、第4回保育協会理事会を7月6日に開催する。

(9) 子育て支援課報告事項

○井上子育て支援課長が次のように報告した。

まず、多世代交流施設整備事業建設工事の進捗状況について報告する。三木山総合公園に大型遊具を整備するもので、工期は平成29年1月7日から9月29日まで(264日間)である。工程概要は、遊具の工場での加工・組立・塗装等を現在行っており、6月からは地盤成形、基礎据付、遊具据付を順次行う。供用開始は、総合体育館と同じ時期である、平成29年10月上旬を目指している。

次に、在家庭支援の充実にかかる事業について報告する。一時預かり保育は5月16日に開始し、5月の利用者は4名であった。6月の利用者は現時点で7名である。利用者からは、「子どものことを気にせず、家事ができて助かった。」、「迎えに行った際に、子どもが楽しそうに遊んでいて安心した。」というご意見をいただいている。子育て支援団体活動促進事業は、主に在家庭の就学前乳幼児とその保護者を対象とした子育て支援団体の事業に対して、活動経費を1事業につき10万円を上限として助成するものであり、6月から募集を開始した。現時点では、申請は1団体、相談等は2、3団体から受けている。

その他として、子育て講演会「ママと赤ちゃんが育てあう大切なもの」を教育センターで6月26日に開催する。

9 その他

次回教育委員会定例会の開催日時について

委員長が、次回の教育委員会定例会の開催予定日時について諮り、平成29年7月28日、午後2時から開催することを決定した。

(非公開)

【請願第1号】

松本教育長の懲戒処分を求める請願について

【協議事項 4】

平成30年度使用教科用図書（小学校特別の教科 道徳）採択に係る三木市教育委員会の意見について

請願第1号及び協議事項4は、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開として審議したため、同規則第31条の規定により、内容については記載しない。

委員長が、請願第1号について採決を行い、請願項目1は趣旨承認、請願項目2は継続審査、請願項目3は趣旨承認とした。

10 閉 会

委員長が、平成29年6月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。